

牟岐町創業促進補助金 申請要領

申請受付期間

令和4年6月1日（水）～令和4年10月31日（月）

※申請は、下記受付窓口か郵送による受付となります。

※提出された申請書・添付資料に不備等があった場合は、訂正や再提出を求められることがあります。

※本給付金の申請は、1事業者につき1回限りとします。

【受付窓口・問い合わせ先】

牟岐町役場 産業課

TEL：0884-72-3419

【郵送先】

〒775-8570 牟岐町大字中村字本村7-4

牟岐町役場 産業課 創業支援担当 宛

1. 目的

牟岐町の産業の振興及び活性化を図るため、牟岐町内で創業する者に対し、必要な経費の一部を補助する。

2. 補助率および補助金の額

補助対象となる経費の2分の1以内、限度額30万円

3. 交付までの流れ

(1) 申請書類の作成・申請

- ①交付要件の確認
- ②申請書類の準備
- ③申請

(2) 牟岐町での審査および面談

(3) 補助金の交付決定および通知

(4) 交付

4. 交付要件

本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に創業する者

(2) 牟岐町に住民票を置く個人又は登記による所在地を置く法人であり、次のいずれかに該当する者であること。

①個人事業者にあつては、事務所・事業所の所在を町内として創業を行っている者。

②法人にあつては、牟岐町創業促進補助金交付要綱第2条第1項第3号に規定する会社であること。

(3) 町税等の滞納をしていないこと。

- (4) 補助金の交付を受けようとする個人事業者(法人にあっては代表者)が、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 許認可等が必要な業種の場合には、当該許認可等を受けていること。
- (6) 次に該当する者は本補助金の給付対象外とする。
- ・他の機関又は制度における同趣旨の補助金等の交付を受けた者又は交付確定している者。
 - ・法人にあっては、大企業（みなし大企業）である場合
 - ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う場合
 - ・法令に反する行為を行っているもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を営むもの
 - ・公序良俗に問題のある事業を営むもの
 - ・牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体
 - ・宗教上の組織若しくは団体
 - ・上記に掲げるもののほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者。

2 上記における法人及び個人事業者とは、以下の定義に該当する「中小企業者」を指します。

- ・小売業者（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下
- ・その他の業種：資本金3億円以下または従業員300人以下

5. 申請方法

窓口申請または郵送申請

6. 申請手続き

(1) 提出方法

【受付窓口】

牟岐町役場 産業課 牟岐町大字中村字本村 7-4

TEL : 0884-72-3419

【郵送先】

〒775-8570

牟岐町大字中村字本村 7-4 牟岐町役場 産業課 創業支援担当 宛

※封筒に朱書きで「創業促進補助金申請書 在中」と記載してください。

(2) 申請期間

令和4年6月1日（水）から令和4年10月31日（月）まで

※郵送の場合は、令和4年10月31日消印のものまで有効

7. 申請書類の準備

①補助金交付申請書（様式第1号）
注意点 ・スタンプ式のハンコ（シャチハタ等）は、使用しないでください。 ・金額は、全て数字でご記入ください。
②誓約書（様式第2号）
注意点 ・申請書と同じ印鑑をご使用ください。 ・本補助金の補助対象者の項目をよくご確認ください。

③事業計画書（様式第3号）
<p>注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業形態及び3か年の事業計画を具体的にご記入ください。
④役員等氏名一覧表（様式第4号）
<p>注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書と同じ印鑑をご使用ください。
⑤資金計画書（様式第5号）
<p>注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日から令和5年2月28日までの期間における本事業に係る経費をご記入ください。
⑥補助対象経費の算出基礎となる見積書等経費の内容がわかる書類の写し
<ul style="list-style-type: none"> ・交付が確定し事業報告をする際は、助成対象経費について、契約書（発注書）、請求書、領収書、支払い済みを確認できる書類（通帳等）等の写しをご提出ください。
⑦個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人の登記事項証明書の写し
<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者の場合は、開業・廃業等届出書の写しをご提出ください。 ・法人の場合は、登記事項証明書の写しをご提出ください。
⑧創業支援者から支援を受けることの証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援を行う機関から、創業時及び創業後の経営相談等の継続的な支援を受けることが分かる証明書をご提出ください。
⑨その他町長が必要と認める書類

8. 補助金の交付決定

町長は申請期間に提出された前条の申請書について、その内容を審査し、必要に応じて行う面談等を行うことにより、可否を決定し、補助金交付決定通知書（第6号様式）又は補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

9. 補助金の交付決定の取り消し及び返還

町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については返還させることができる。

- (1) 交付対象者が補助金の交付前に町外に移転したとき。
- (2) 交付対象者が補助金の交付前に倒産したとき。
- (3) 交付決定後3年以内に町外へ転出するとき。
- (4) 交付決定後3年以内に倒産したとき。
- (5) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
- (7) その他町長が不適當と認めたとき。